



1. 2021年以降の通勤手当の非課税枠引き上げ

ドイツ税法における『環境保護プログラム2030』の実働に向け、いくつかの規定変更が可決されました。その中には、居住目的で使用される建物に関するエネルギー対策費用の減税措置、低所得者への通勤手当に関する優遇措置、また一般通勤手当の非課税枠引き上げなどが含まれます。一般通勤手当の非課税枠引き上げについてはしばらく方向性が不透明でしたが、現在では次のように定められています。

- 片道通勤距離20kmまでは従来と変わらず0.3EUR
- 21km以上についてはそれぞれ
- 2021年～2023年は0.35EUR
- 2024年～2026年は0.38EUR

2. Brexitに伴う付加価値税取り扱いへの影響

付加価値税法は主に貿易国同士の協定状況に左右されるため、イギリスのEU離脱は今後ドイツ付加価値税にも大きな影響をもたらすことが予想されます。

Brexit発端当初の離脱協定には、2020年12月31日までの移行期間においてイギリスを従来通りEU加盟国として取り扱うことが記されていました。それに基づきイギリスは離脱以降においても当面、関税同盟及び欧州単一市場の一部に留まることとなりますが、それ以降の税務上の取り扱いについては、まだ具体的な決定がなされていない状況であり、引き続き今後の展開に留意する必要があります。

3. 2020年 所得税及び社会保険対象の福利厚生支給額

従業員が雇用主から福利厚生（住まいの提供や社内食堂の食事券等）を受け取る場合は、所得としてみなされ所得税及び社会保険の対象となります。福利厚生としての支給限度額は、社会保険規定 Sozialversicherungsentgeltverordnungによって定められています。

食事手当

雇用主が食事代を負担する場合の年間支給額は、朝食、昼食、夕食で以下のように定められています。

日割り計算すると昼食と夕食の支給額はそれぞれ一回につき3.40EURとなり、定額で控除分から減額されます。従業員がその一部、または全額自己負担した場合は、自己負担の割合に基づき所得税及び社会保険の対象から外されます。

（低額の）福利厚生の対象となる食事には、主に下記のようなものがあります。

- a) 雇用主が就業日において自社食堂や提携レストラン、またはそれに準ずる場所で提供する食事
- b) 就業日の食事を割安で提供するレストランなどを対象とした雇用者からの手当（手当が実際の食事価格を超えない場合に限る）

- c) 従業者に対するレストラン用食事券などの配布（食事券などの価格が1食につき6.50EURを超えない場合に限る）
- d) 雇用者が従業員の賃金契約外において、食事券などの代わりに就業日の食事代として支払う現金手当（1食につき6.50EURを超えない場合に限る）

福利厚生支給の利用は、就業日1日につき1食分のみの手当が前提条件となります。「予備」として別の日の食事手当を充てる場合は、その分が現金支給として認識され所得税税及び社会保険の対象となります。

上記例のように追加で所得税及び社会保険の対象となった場合、雇用主は全額を25%の税率で一括課税負担することができます。（所得税法第40条2項）。この場合は、社会保険料は発生しません。

住まいの提供

雇用主による住まいの提供に関しては、以下の点を留意する必要があります。

- 一家計が利用するアパート（あるいは一戸建て住宅）の場合、その土地の平均賃貸価格が基準となります。水道代や光熱費などの雑費に関しては実際の費用が考慮されます。
- それに対してその他の宿泊施設（共同アパートの一部屋など）については、一律の現物給価格が適用されます（2020年は月235EUR）。この一律基準価格を超えない限り、その土地の平均賃貸価格で計算することも可能です。

雇用主が従業員に対し住居や宿泊施設を割引価格で付与する場合は、従業員が自己負担する金額に応じて考慮し、雇用主側が負担した金額のみ所得税と社会保険の対象となります。

4. 2020年税法改定

『2019年年次税法』の枠内において多数の新規則が可決されました。重要な変更を含んだ下記の新规定は、2020年1月1日から適用となります。

- 雇用主が非課税で精算する食事手当（日当）の定額規定引き上げ
 外出時間が24時間以上の出張の場合 28EUR（これまでは24EUR）
 到着日・出発日の場合 14EUR（これまでは12EUR）
 外出時間が8時間以上の出張の場合 14EUR（これまでは12EUR）
 車内泊をするトラックドライバーにおいては今後、規定の食事手当に加えて1日につき一律8EURの宿泊を追加で支給することが可能です。この場合、代替案として食事手当額を全額非課税で払い戻すことも可能です。
- 雇用主が従業員に対し住まいを提供する場合は、従業員が通常支払うはずの金額がその土地における通常の家賃の3分の2を超えない限り、課税対象となりません（家賃上限25EUR/m²）。
- 電子書籍においては、印刷された本や雑誌などと同様の取り扱いとなり、税率がこれまでの19%から7%に引き下げとなりました。これはデジタルで提供される書籍、新聞、雑誌、あるいは同様のデータベースへのアクセスにも適用となります。

5. 鉄道乗車券（50 km以上の長距離区間）における消費税率の変更

ドイツ税法における『環境保護プログラム2030』の実働にむけ、2020年1月1日より、鉄道乗車券（50 km以上の長距離区間）に適用されている消費税率が19%から7%引き下げられました。この軽減税率は、2020年1月1日以降有効である鉄道乗車券に適用され、特に書類上の明記がない場合においても軽減税率7%にて前払いVAT控除が可能です。

6. 公的社会保険料に関する新改定

2020年1月1日より社会保険料（年金保険、失業保険、健康保険、介護保険）が次の通り改定となりました。

	年給	月給	保険料負担割合
保険料負担給与上限			
- 年金及び失業保険 旧西ドイツ連邦州 旧東ドイツ連邦州	82,800 Euro 77,400 Euro	6,900 Euro 6,450 Euro	年金保険：18.6% 失業保険：2.4%
- 健康及び介護保険	56,250 Euro	4,687.50 Euro	健康保険：14.6% 介護保険：3.05%
公的保険義務該当者 (右の給与以上を得た年の翌年より プライベート保険への移行が可能)	62,550 Euro まで	(5,212.50 Euro) まで	
法的最低収入上限		325 Euroまで	
ミニジョブ従業者		450 Euroまで	
- 給与上限			
- 健康保険 - 一般 - 個人家庭での従業時			雇用者：13% 雇用者：5%
- 年金保険 - 一般 - 個人家庭での従業時			雇用者：15% 被雇用者：3.6% 雇用者：5% 被雇用者：13.6%
倒産割り当て金			雇用者のみ：0.06%

公的社会保険（健康保険、介護保険、年金保険）に加入している従業員に対して、雇用主は通常、社会保険料の半分を負担しています。これは2019年以降、法的健康保険における保険会社個別の追加保険料についても適用されています。

従業員がプライベート健康保険加入者である場合、雇用主は従業員の支払う保険料の50%を非課税の補助金として負担する必要があります。しかしながら、この補助金の上限は、法的健康及び介護保険の最大保険料の半分までと定められています（1.1%となる保険会社個別追加保険料負担割合の半分も含む）。したがって、2020年度の雇用主による最大補助金額は、月々367.97 Euroとなります（735.94 Euroの50%）。



ご質問等ございましたら、下記のJapanese Deskに御相談下さい。
この情報によって生じたあらゆる損害に対していかなる責任も負いません。
又、当ニュースターの情報は個別のご相談に代わるものではありません。